

平成27年第4回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

平成27年10月19日 開会

平成27年10月19日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成27年第4回新十津川町議会臨時会

平成27年10月19日（月曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第53号 平成27年度新十津川町一般会計補正予算（第4号）

○出席議員（11名）

1番	進藤久美子君	2番	杉本初美君
3番	鈴井康裕君	4番	小玉博崇君
5番	白石昇君	6番	西内陽美君
7番	安中経人君	8番	青田良一君
9番	長名實君	10番	笹木正文君
11番	長谷川秀樹君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	中畑晃君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後木満男君
建設課長	村中忠夫君
教育委員会事務局長	遠藤久美子君
会計管理者	乗松真寿美君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高宮正人君
--------	-------

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成27年第4回新十津川町議会臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

◎町長発言

○議長（長谷川秀樹君） ここで町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） 皆さんおはようございます。今ほど議長のお許しをいただきましたので、10月2日から3日にかけての爆弾低気圧にかかる被害の概要について説明をさせていただき、そのような時間をとらせていただきました。お手元に資料を配布させていただいていると思いますので、ご覧いただきたいというふうに思います。

まず、最大瞬間風速でありますけれども、アメダスが設置されております滝川地区で午前5時40分に西南西の風、最大瞬間風速28.8メートル、新十津川の吉野地区で午前9時10分、西南西の風で瞬間風速23.1メートルを記録する強風がありました。非常に大きな風で、それぞれ心配された方も多かったのではないかとこのように考えてございます。

次に、24時間降雨量でありますけれども、同じく滝川地区で25ミリ、吉野地区で42ミリと、新十津川の方が多く雨が降ったという状況になってございます。ただ、幸いにして大きな被害には、雨量による被害はなかったというふうに考えているところでございます。

本町における事前の対応としてでございますけれども、2日から3日にかけて天候が荒れるとの予測でしたので、強風のおそれのある前日である1日に、事前に強風に備えていただく旨の防災無線を流し、飛散防止など減災に努めていただく旨、注意喚起を促したところでございます。2日の早朝には強風がおさまる兆しがないことから、午前5時30分に小中学校の臨時休校をすることを決定し、防災無線、学校での連絡網でそれぞれ保護者、家庭に周知をしたところでございます。

また、強風が継続される予測でしたので、不要な外出の抑制を別途、防災無線で周知をしたところでもございます。

次に、被害状況でございます。

表にまとめてございますけれども、まず、町有施設では、ふるさと公園内のポプラの木が2本倒れ、実験農場では、ビニールハウスの被膜が破れる被害があり、さらに、公営住宅では、あじさい団地の屋根トタン剥離2棟などがございました。

土木施設では、道路、林道、河川、公園などで倒木。合計150本に及ぶ倒木があったところでございます。

教育施設では、図書館前庭の倒木やテニスコートのフェンス破損、中央体育館の扉破損など様々な箇所被害が発生したところでございます。

次に、農業関係でございますけれども、農業用ビニールハウスの破損把握件数、これは42棟。農業用ビニール破損、これは処理申告数量でございます。農家の方々から、破損して廃棄をしなければならないという量でありますけれども、1万180キロと非常に大きな量の被害があったことがうかがい知れるのではないかなというふうに思います。

そのハウス内にあった、今後収穫予定のトマト、長ネギ、ピーマンなどの農産物に、この風が及ぼし、ビニールが破れたことによって被害があったということでございます。

また、一般被害として、住宅敷地内の倒木被害も発生をしたところでございます。ここには掲載しておりませんが、水稻の収穫真っ盛りの時期で、この10月の2日時点では概ね7割の収穫であったというふうに確認をしております。残り3割の圃場が収穫目前であったということもございますけれども、その内の約3割、面積にして320ヘクタール程度が倒伏というふうに目視で確認をしたと担当の方から聞いてございます。その品質低下などの被害額を把握するまでには至ってございませんけれども、新十津川の水田面積にすると、約1割が倒伏になったということでございます。

被害に遭われた方々には、心よりお見舞いを申し上げます。

被害額の合計では、1,500万182円と大きな金額になってきてございます。裏面にありますけれども、2日の5時34分、菊水区内において物置が飛んでいるという連絡がございましたし、また、8時10分には文京区内で自転車小屋が飛んできて、家屋に被害を及ぼす恐れがあると連絡がありました。早速、消防職員に出動していただき、飛散防止の緊急措置をとっていただいたところでございます。

次に、交通機関でありますけれども、中央バスのふるさと公園線の路線において、倒木がありバスの通行ができないということから、一時運休になりましたけれども、8時10分には倒木除去が完了したことに伴い、運行を再開したところでございます。

停電については、ごく一部で、この2か所で停電が発生いたしましたけれども、幸いにして、住居のない地域でありましたので、特に影響はなかったというふうに考えてございます。

次に、応急復旧措置として、町道の通行を阻害している倒木処理は早急に復旧しなければならないことから、早速、予備費で対応を済ませてございます。先の説明の被害総額約1,500万円の内数になっておりますことを付け加えさせていただきます。

なお、ここには記載してございませんけれども、今回の被害に際し、災害対策事務局員を出動させ、被害対策の任に当たらせるとともに、8時10分からは、建設課及び産業振興課の職員に現地に出向かせ、被害の状況を確認させ、その把握に努めるとともに、倒木による道路の通行規制等、迅速な対応をとらせていただいたところでございます。

のちほど、補正予算書を提出させていただいておりますけれども、今回の災害に対して、ハウスの破損したビニールの廃棄処理費用などについては、町費対応の措置をとりたいと考えてございます。

以上、10月2日から3日にかけての爆弾低気圧による被害の状況と本町の対応についての説明とさせていただきます。

なお、10月8日に発生をした台風第23号及び台風から変わった低気圧による大きな被害は、なかったことを付け加えさせていただきます。

以上を申し上げます、10月2日の強風に関する被害状況の報告とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、新十津川町議会会議規則により、議長より指名いたします。

3番、鈴木康裕君。4番、小玉博崇君。両君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、議案第53号、平成27年度新十津川町一般会計補正予算第4号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第53号、平成27年度新十津川町一般会計補正予算第4号。

平成27年度新十津川町一般会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,611万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億9,565万3千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容の説明につきましては、副町長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） それでは議案第53号、平成27年度新十津川町一般会計補正予算第4号の内容をご説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。総括、歳入。

18款、繰入金。補正額1,611万8千円、計3億5,699万円。

歳入合計、補正額1,611万8千円、計55億9,565万3千円。

続きまして、歳出でございます。

1款、議会費。補正額32万8千円、計5,726万8千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

6款、農林水産業費。補正額17万3千円、計4億4,002万8千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

7款、商工費。補正額1,000万円、計2億6,596万6千円。財源内訳は、すべて一般財源。次に、11款、災害復旧費。補正額561万7千円、計1,361万7千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

歳出合計、補正額1,611万8千円、計55億9,565万3千円。財源内訳は、すべて一般財源で1,611万8千円でございます。

次に、歳出の内容を申し上げます。10ページからになります。歳出。

1款1項1目議会費。補正額32万8千円、計5,726万8千円。財源内訳は、すべて一般財源です。内容を申し上げます。2番、議会活動運営事業32万8千円。これにつきましては、先般設置されました町議会庁舎建設特別委員会が行なおうとする他自治体役場庁舎の視察に係る経費を計上するものでございまして、視察2回実施分のバス借上料を計上してございます。なお、視察予定といたしましては、10月21日、それから10月27日の2日間を予定しているということでございます。

次に、12ページ、13ページ。

6款1項2目農業振興費。補正額17万3千円、計3億4,864万6千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容を申し上げます。16番、無人ヘリコプターオペレーター養成事業17万3千円。これにつきましては、現在、町では水田など農地での農薬散布を行ないますヘリコプターのオペレーターを養成するため、その運転免許取得に係る経費の3分の1を助成する事業を実施してございます。無人ヘリコプターの作業請負組織は、従前から2組織ございましたが、それに加えて、本年度新たに一つの組織が設立されたということなどによりまして、免許取得者が当初の見込みより増えたということでございます。その助成額についての不足分を今回補正計上するものでございます。

次に、14ページ、15ページ。

7款1項1目商工振興費。補正額1,000万円、計7,710万8千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容を申し上げます。10番、企業振興促進事業1,000万円。これにつきましては、本年、10月30日から現在のグリーンパークしんとつかわが、株式会社グリーンパークしんとつかわによる新たな経営ということになる予定でございます。この株式会社グリーンパークしんとつかわが、この施設を経営するということに際しまして、土地、建物、設備への投資をするということで、その投資費用に対しまして町企業振興促進

条例に基づく補助金額を補正計上するというものでございます。なお、補助額につきましては、同条例の施行規則によりまして、投資額の20パーセント、3,000万円を限度として、さらに、単年度の補助上限を1,000万円というふうにしてございますので、本年度分として、1,000万円を計上するものでございます。

次に、16ページ、17ページでございます。

11款災害復旧費、3項公共施設・公用施設災害復旧費、1目公共施設・公用施設現年度災害復旧費。補正額561万7千円、計561万7千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容を申し上げます。1番、公共施設・公用施設現年度災害復旧事業561万7千円。これにつきましては、本臨時会の冒頭、町長より報告を申し上げました10月2日の強風被害に係る対策経費を計上するものでございます。内容といたしましては、町有施設の被害対応で新規就農者技術修得センターのハウス修繕に55万7千円、あじさい団地屋根修繕に200万円、ピンネテニスコートフェンスの修繕に23万8千円、倒木による町道路肩復旧に30万円で、計309万5千円、これが町有施設の被害対応の額でございます。

加えまして、倒木の伐採、運搬、処分費用で219万9千円、さらに農業用ビニール破損分の処理費用で32万3千円、合計561万7千円ということでございます。

なお、今回の強風被害に対しましては、冒頭、町長の方からも申し上げましたが、被害件数が多い農業用ビニール破損分10.2トン分、加えまして、一般住宅の敷地内の倒木32本分、この廃棄処理に係る経費を町が負担するということとしてございます。

以上で補正内容の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第53号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） はい、商工費のところでお聞きいたします。今の説明の中に、グリーンパークしんとつかわさんの、投資の計算、元となる投資額ですね、その額が、今回は1,000万円ですが、全部で合計していくらの投資額があつて、それを、いくらを何年で分割するのかというところが、今の説明ありませんでしたので、そこをお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） それでは、6番議員さんのご質問にお答えいたします。現在のところ、投資の金額につきましては、グリーンパークしんとつかわ並びに土地の購入費で6,000万、あと、館内の修繕料等で約4,000万、合計1億ということで、今の計画段階ではお伺いしております。これ以外に雇用者が、町内の雇用者が出てくれば、それに対する助成も出てくるということで、現時点では1億ということで押えております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） すみません、それでその20パーセントですと2,000万になりなすよね、で今回は、1,000万で、来年度は1,000万という事でよろしいんですか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） 現在のところ1億ということで20パーセントで2,000万、6番議員さんおっしゃったように27年度1,000万、28年度1,000万ということになりますけれども、現在のところの計画でございますので、今後、内部補修等の費用が増額したとすれば、それにつきましては、新たに計算をするということになりますので、その費用が増えますと27、1,000万、28、1,000万、29年度に残りの分が出てくる可能性があるということになります。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） 直接というか、今回の補正に関係するのですが、先ほど冒頭、町長から風に関する被害報告がございました。その中で結構、倒木に関する被害というのがあられるわけなのです。それで、今後の話なのですが、町の公園だとか街路樹だとか、その辺の倒れた木の種類、できるだけ倒れないのを植えとけば、こういう事にならないで済むんでないのかなという気がしますので、今回倒れた木の種類、倒れづらい木を考えていった方が良いんでなかろうかなと思うんで、その辺、考えていただきたいなと思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（村中忠夫君） それでは9番議員さんのご質問にお答えいたします。今、ご意見という形で申し述べられたかなというふうには思うのですが、倒木といえますか、風に強いといえますか、そういう樹種につきましては、やはり根の張り方が倒木に強いといえますか、風に強いという形になるのかなというふうには思うのですが、いずれにしても、既存である樹種については、ある程度剪定等をしながら、風通しの良い状態といえますか、なるべく風の影響を受けないような形で、年次的に剪定等をやる形でございますので、そういうことで、ご意見は承るような形ではございますけれども、そういう形での対応ということで今後も進んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） ちょっとお伺いしておきたいのですが、今ほど町長から報告があった風の被害の件ですけれども、事前に防災無線等で風が強くなりますよ、注意してくださいよという、そのお知らせがございました。その上で農業施設等の被害が出たということなんですけれども、被害が出たというのは、片付けた状況の中で被害があったのか、そういう喚起にもかかわらず、ビニールハウスをそのまましておいたのか、それによって考え方がちょっと変わるんでないかなという感じがするんですけども、そういう意味での調査といえますか、きちとなさった上で、この被害に遭われた方に助成をしていくのかどうかということをお尋ねしたいんですけども、何もしないで、そういうことがあったわけで、何もしないで被害があった人にまで援助していくという考え方はいかがなものかな

と、私はちょっと思うのですけれども、その点が1点でございます。

もう一つは、先ほど民間住宅の中でも、個人住宅のところで倒木があったという話がございますけれども、それも町で援助していくんだということなのですけれども、倒れた木を切る、それを片付けるというところまで町がきちっと援助をするのか、例えば、木を片付けるという部分だけにお金を出すのか、その辺の説明がちょっとよく分からないんですけども、その辺の内容についてきちっとお知らせいただきたいなと思います。

それとこの風の日、私ちょっと名前出すの失礼なんですけれども、渡辺鉄工さんの様子がどうかということで見に行ったのですけれども、この機会ですから、所有者が何と言いますか、管理する状況になっていないようなその建物をですね、そういった部分について今後、こういう風とか雨とか来た時に、誰がそれを見に行って、その状況が悪化したことを把握するという仕組みになっているか、やっぱりこの際、きちっと明らかにしておいた方が良くないかと思ひまして、これを契機にやはり町当局の考え方ですね、ちょっとお聞きしたいなと思います。以上、ご質問させていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

はい、総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） それでは8番議員さんの質疑にお答えをいたします。まず、1点目でございますが、防災無線により喚起を行った上で、そういった農業被害、ハウス等の対応をしていない方への助成についてということでございますが、今回、防災無線により喚起することによって、多分、農業者の方あるいは住民の方、一定の対応はなされたものというふうには考えてございます。ただ、風が強くなってきて、そういった部分しつかりと手が回らなかった部分もあろうかと思ひます。対応した、しないという線引きをするのは、なかなか非常に難しいという状況、それから、被害の大きさ等を考えまして、今回につきましては、ビニール等の処分費を助成するという、申し出のあったものについては助成するということに対応させていただいたところでございます。

2点目、民間の住宅の倒木の処理について、どこまでを対象にするかということでございますが、対象の費用は、あくまでも処理事業者に搬入した最後の処理費用というふうになってございます。ご家庭の倒木を伐採する、あるいは搬入する費用については、各自において負担をしていただくということにしてございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） はい、住民課長。

○住民課長（中畑晃君） それでは3点目の質問についてお答えいたします。町の方では、危険空き家対策ということで審議会を設けて、それぞれ見ていただいている中で、その危険空き家として、ある程度、把握している物がございます。それに対しましては、当日、住民課の方で見回りをいたしまして、その被害、飛散していないかどうかというところでの確認はさせていただいております。結果といたしましては、特に風によって周辺にまき散らしたということは、確認をいたしてございません。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

10番、笹木正文君。

○10番（笹木正文君） 今の倒木に関する事なのですけれども、先ほど、町長の説明ですね、物置だとか自転車小屋を撤去ということで、それに関しては、家屋に対して影響が出

るという話がありました。

実は、この中でちょっと誰と一緒に議会報告会でのメンツだったかちょっとわからないんですけども、車座トークしている時に、文京区で話が出ました。

倒木になって家に完全に木自体が、きつとどなたか覚えている方いるんですけども、接触して非常に危険な状態だったと。それで、役場の方にもいろいろ話したんだけど、なかなか対応が、どの課かその辺は全然分かりませんが、なかなか対応がしてもらえなかったと。今、総務課長言うように、確かに、それを持って行った処理代だけしか見ませんよと、それはそれで分からないのではないんですけども、ただ、その方、高齢者であって1人住まいということで、例えば、今回、除雪なんかでも補助をするという、それもやっぱり高齢者の一つの対策という考え方からすると、特にこれ災害なので、そして本人が言っているのではなくて、周りが非常に心配して、あれは何とかならないのかという話が、たまたま10月9日の議会報告会の中で、文京区で出ていました。

規則は規則、規定は規定というか、ガイドラインがあるんだと思いますけども、やはり高齢者1人で、もう切る事も何もできないんだという状況の中で、やはりどうするかこうするかは、その後、それぞれ協議してやってもらえれば結構ですけども、その辺もうちょっと柔軟に対応した方が良いんじゃないだろうかという気がしましたので、ついこの間、10日前にそんな話をされたので、一応、言っておきます。

この中で班一緒だった方誰だか、ちょっと記憶がはっきりしていないので、申し訳ないんです。ということです。

○議長（長谷川秀樹君） それを受けて、何かあります。

はい、総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の10番議員さんのご意見、質疑ございます。今後においてということになります。そういった人家、人命と言いましょか、そういった被害のありそうな案件については、柔軟な対応と言いましょか、消防とも協力いたしまして、対象については検討していくというふうにしたいと存じます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、平成27年度新十津川町一般会計補正予算第4号は、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成27年第4回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前10時35分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員